

秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

- (1) 題名を秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例に改めることとする。
- (2) 引用している覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の題名を改めることとする。（第1条関係）
- (3) 次の申請に係る手数料の額を引き上げることとする。（第2条関係）

（1件につき）

区分	改正前	改正後
覚せい剤施用機関の指定の申請	3,900円	4,300円
覚せい剤研究者の指定の申請	3,900円	4,300円
覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請	2,700円	2,900円
覚せい剤原料取扱者の指定の申請	11,500円	12,200円
覚せい剤原料研究者の指定の申請	3,900円	4,300円
覚せい剤原料取扱者の指定又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の申請	2,700円	2,900円

- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

2 施行期日

この条例は、令和2年7月1日から施行することとする。ただし、1(1)、(2)及び(4)は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行することとする。

新	旧
<p>秋田県覚醒剤施用機関指定等手数料徴収条例</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下「法」という。）の規定により覚醒剤施用機関の指定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の規定による覚醒剤施用機関の指定の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>二 法第三条第一項の規定による覚醒剤研究者の指定の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>三 法第十一条第一項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証の再交付の申請 一件につき 二千九百円</p> <p>四 法第三十条の二の規定による覚醒剤原料取扱者の指定の申請 一件につき 一万二千二百円</p> <p>五 法第三十条の二の規定による覚醒剤原料研究者の指定の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>六 法第三十条の五の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付の申請 一件につき 二千九百円</p>	<p>秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下「法」という。）の規定により覚せい剤施用機関の指定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の規定による覚せい剤施用機関の指定の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>二 法第三条第一項の規定による覚せい剤研究者の指定の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>三 法第十一条第一項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請 一件につき 二千七百円</p> <p>四 法第三十条の二の規定による覚せい剤原料取扱者の指定の申請 一件につき 一万千五百円</p> <p>五 法第三十条の二の規定による覚せい剤原料研究者の指定の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>六 法第三十条の五の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の申請 一件につき 二千七百円</p>